

個人住民税は、特別徴収で納めましょう

長井・西置賜地区では、平成25年度課税分からすべての事業所が特別徴収になります

特別徴収とは？

個人住民税（町民税＋県民税）を事業主が従業員の給与から差し引き、従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。地方税法第321条の4の規定により所得税を給与から源泉徴収している事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

個人住民税は計算のわずらわしさなし

従業員毎の住民税額は、町で計算したものを事業主に通知しますので、事業主の皆さまには給与支払報告書を提出いただくだけです。

従業員にとっても大きなメリット

○毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。

○一人ひとりが毎期ごとに金融機関に出向く必要がありません。

○納期が年12回となり、1回あたりの納入額が少なくなります。（普通徴収は年4回）

特別徴収への切替手続は？

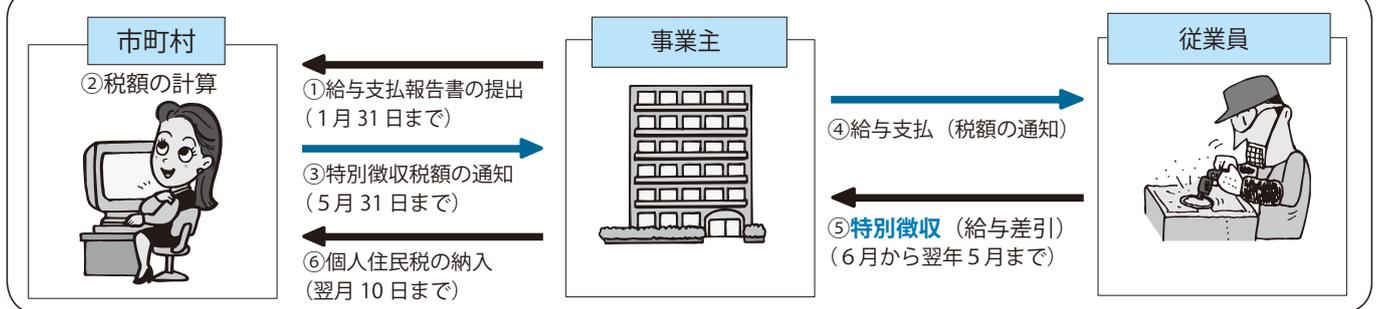
平成25年度分からは、全ての事業所を特別徴収事業所に指定させていただきます。できるだけ平成24年度からの切替をお願いします。

平成24年度分から実施される場合は、平成24年1月末まで提出いただく給与支払報告書の総括表に「特別徴収に切替」と朱書きで記載のうえ、各市町村に提出してください。その後は平成24年5月に特別徴収税額通知書をお送りしますので、6月の給与から税額を差し引いていただき、各市町村に納入していただくことになります。

■問い合わせ 県西置賜税務課（☎88-8209）

町税務出納課町民税係（☎85-6132）

住民税特別徴収のしくみ



町税などの納付について

納め忘れはありませんか？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの税金及び介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ納期限があります。

（納付書に記載されていますが、4月に配布された町報「つづりこみ表紙」にも記載されております。）

◎納付書で納付されるかたは、納期限まで納められなかった場合には、その後督促状が発送されます。督促状で納付ができます。

◎口座振替で納付されるかたは、口座振替できなかった場合には、まず口座振替不能通知書（納付書）が送付されます。それで納付いただけなかった場合には、督促状が発送されます。

●ご注意 納付書・口座振替ともに、督促状発送後も納付がない状態が続きますと、必要に応じ財産調査などを実施、その後差押えに進みます。差押え財産は当方で決定し、事前の連絡はありません。

差押えた給与・預金・保険等は（保険等は解約のうえ）未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売（インターネット公売など）により換価のうえ、同じく未納の税金に当てられます。

※納期限を一定期間以上経過しますと延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。

※年末が近くなりました。お手持ちの納付書をご確認のうえ、現在納期限が過ぎているものがありましたら、お早めに納めていただきますようご案内いたします。

■問い合わせ 税務出納課収納係（☎85-6106）